

東方學

第百三十三輯 拔刷

東方學會

(翻譯) 唐令復原における典據史料の檢證——『大唐開元禮』を中心に——

趙 晶
辻 正博 譯

一九九九年、天一閣(浙江省寧波市)に明鈔本『天聖令』殘卷が所藏されていることを戴建國氏が明らかにして以來、百年來の繼續的課題であつた唐令復原は、ふたたび注目を浴びる研究テーマとなつた。この間、學界では、同一の文獻が唐令復原史料としていかなる價值をもつかについて異なる判斷が下され、結果として異なる復原案が提示されてきた。こうした檢討を通じて唐令復原研究が力強く推し進められた一方、各種文獻じたいの特徴や唐宋變革期における關係諸制度の變遷・繼承について、學界に再考を促すこととなつた。本稿は、『大唐開元禮』(以下、『開元禮』と略稱)を中心に、いくつかの條文を問題として取り上げ、『天聖令』がもたらした新知見を手がかりに、『開元禮』を用いて唐令復原を行う際に注意すべき問題點について議論を試みるものである。

一 『開元禮』のテキスト

『唐令拾遺』(仁井田陞著、東方文化學院東京研究所、一九三三年)・『唐令拾遺補』(仁井田陞著・池田溫編集代表、東京大學出版會、一九九七年)において『開元禮』序例を基本資料・參考資料と

して大量の唐令條文が復原されていることから、『開元禮』が唐令復原にとって重要な價值をもつことは明らかである。しかし、『開元禮』のテキストは一種のみというわけではなく、それ故ある一つのテキストのみに依據してしまうと、唐令を復原する際に問題を生じることもあり得る。

學界で通常使用されるテキストは、光緒十二年(一八八六)に出された洪氏公善堂校刊本(以下、「校刊本」と略稱)を影印出版したものの(1)の外、四庫全書の文淵閣本および文津閣本(以下、それぞれ「文淵閣本」、「文津閣本」と略稱)がある(2)。現状では、各地に散在する異なるテキスト(3)を見て『開元禮』のテキストの源流を整理し、系統的な比較校勘を行う術は無いけれども、唐令を復原する際には、入手可能な各種テキストを可能な限り集めて校勘するとともに、朱紹頤撰『大唐開元禮校勘記』(4)を参照し、テキストによる字句の誤りによって、間違つた判斷を下すことを避けねばならない。たとえば、校刊本『開元禮』卷二、序例、大駕鹵簿には、

次玉輅(青寶玉飾、駕青驢六、祭祀、納后則乘之)、……次乘黃令一人、丞二人、騎分左右、檢校玉輅等。次金輅(赤寶金

飾、駕赤駱六、郷射還、飲至則乘之、次象輅（黃質、以象飾、駕黃駱六、行道則乘之、次木輅（黑質、漆之。駕黑駱六、田獵則乘之、次革輅（白質、鞅之以革、駕白駱六、巡狩・臨兵事則乘之、各駕士三十二人。）（5）

とあり、『唐令拾遺補』はこれに依據して「鹵簿令」一丙（開七）の一部を復原している（6）。ところが、『開元禮』所載の五輅の順序（青・赤・黃・黑・白）は、五行相生説の順序、すなわち、青（木）・赤（火）・黃（土）・白（金）・黑（水）と少しく異なっている。『太平御覽』卷七七四、車部三、輅に「鹵簿令曰、玉輅、駕六馬、……次金輅・象輅・革輅・木輅（？）とあることから、唐代の大駕鹵簿の順序は、五行相生説の順序を改變していなかったと見るべきであろう。

文淵閣本と『通典』について確かめたところ、玉輅・金輅・象輅・革輅のみが見え、上引の校刊本にある「木輅」の語とその注は無かった（8）。また文津閣本では「革輅」とその注の後を「次木輅（闕）」に作るが（9）、『校勘記』卷二は「次木輅」の項に「次木輅并注黑質以下十三字、通典・浙本皆脱」と記す。今となつては、『開元禮』編纂完成時、この箇所に闕文が存したか否かを確定する術は無いけれども、少なくとも、杜佑が『通典』の「開元禮纂類」を撰述した當時に参照した『開元禮』のテキストにおいて、「木輅」の語とその注文をすでに缺いていたと推測することは可能であろう。そして、この缺失したテキストが清代にまで傳わり、四庫全書の二つの鈔本はこれについて異なる處理を行った。すなわち、文淵閣本は元のままとし、文津閣本は缺失があることを示す方法を取ったのである。校刊本に至っては、缺失部分を補いながらも、「木輅」

の語を間違つた位置に挿入している。

『唐六典』卷一七、太僕寺、乘黃令の條には、
凡乘輿五輅、一曰玉輅、……二曰金輅、……三曰象輅、……四曰革輅、……五曰木輅、田獵則乘之（……木輅黑質、漆之、駕六黑駱也。……）。（10）

とあり、字句は『開元禮』と基本的に同じである。『太平御覽』所引の「鹵簿令」節略文と結びつけ、『唐令拾遺補』鹵簿令、一丙（開七）の條文は、「次革輅（白質、鞅之以革、駕白駱六、巡狩・臨兵事則乘之、次木輅（黑質、漆之。駕黑駱六、田獵則乘之、各駕士三十二人）」と整理すべきであろう。

二 『開元禮』所載制度の年代

テキストの違いに起因する文字の誤りや省略を排除したのちは、『開元禮』とその他の文獻との間でテキストの比較検討を行わねばならない。『開元禮』と『唐六典』はいずれも、唐令復原に際して依據すべき最も重要な基本文獻であるけれども、同一の事項についての記載に細かな差異は數多く存在する。理由の一つとして考えられることは、『開元禮』と『唐六典』とは成立時期が相前後しており、所載の制度には年代の異なる場合があるということである。

『舊唐書』卷二一、禮儀一の記述から、『開元禮』の編纂は開元十四年（七二六）に始まり開元二十年（七三二）に終わったことが知られる（11）。この時成立した『開元禮』が關連する法令條文を參酌したとすれば、それは開元七年（七一九）の法令に徴したはずであり、他に證據が無ければ、『開元禮』を基礎資料として復原された唐令は「開元七年令」ということになる。

しかし、江川式部氏が指摘するように、開元二十年四月二十四日に發布された「許士庶寒食上墓詔」の寒食上墓に関する條文が『開元禮』に編入されている⁽¹²⁾。吳麗娛氏は更に關連史料に檢證を加え、『開元禮』が開元七年から開元二十年までの新制を數多く吸収していることを論證した⁽¹³⁾。こうしたことから、開元七年以降に下された制敕も禮に編入されていることがわかるのであり、『開元禮』に依據して復原された唐令を、單純に「開元七年令」と決めてかかることはできないのである。しかしそこから直ちに、開元七年以降の新制を體現した『開元禮』の記述を「開元二十五年令」と判定し得るであらうか。

これに關連して、近年、中村裕一氏は『唐六典』所載の開元七年以後の制度の變化を列舉し、そこから、仁井田陞氏以來學界で定説とされてきた、『唐六典』所載の制度は「開元七年令」であるという見方に反駁を加え、『唐六典』所引の唐令を「開元二十五年令」であることを論證しようと試みた⁽¹⁴⁾。言い換えれば、もしこの議論が成立すれば、その他の開元七年以前の資料を據りどころとしない限り、『唐六典』に依據して復原した唐令は「開元二十五年令」としなければならぬのである。しかし、これ以前にこうした制度的變化に注目した學者がいなかったわけではなかった。たとえば池田溫氏は、『唐六典』が開元七年以降の制度變更を含むことは、それが「開元二十五年令」に基づいて編纂されたことの根據とはなり得ず、『唐六典』は「開元七年令」を基本としながらも隨所にそれ以後の新制度を挿入したものであることを明確に指摘している⁽¹⁵⁾。これらに基づき、榎本淳一氏は、中村氏と池田氏の見解の相違は「令文の修正がどのように行われたのかということについて

の理解の違いに根ざしているように思われる。(中略)兩者の見解の正否を判斷するにあたっては、唐代史料に頻出する「著令」(「著之於令」という表記も存在する)という用語に着目したい。(中略)全ての法令に「著令」文言があるわけではないが、令文の改正はその都度行われていたと考えてよいだろう。従って、『大唐六典』に開元七年令以後の規定が存在するからといって、開元二十五年令に基づいたとは即斷できないだろう」と總括している⁽¹⁶⁾。

これによって次の二つの結論を得ることができる。第一に、『唐六典』と『開元禮』に所載の制度は年代が複雑で一概に論じることではないこと、第二に、他に確たる證據が無ければ、新制を吸収した記述を直ちに「開元二十五年令」と斷するべきではないこと、である。實際、法令中に「著令」に類する文言があったとしても、隨時廢棄された可能性もあり、必ずしも未來の律令格式に編入されたとはいえない。

たとえば、開元七年以後、朝廷はしばしば詔敕を發して、一部の祭祀における牲牢血祭(生贄を供える祭祀)をやめ、酒脯(酒と干し肉)を使用するよう命じている。以下、關係する詔敕を列舉する。

- (1) 開元十一年(九月七日)、春秋二時釋奠、諸州宜依舊用牲牢、其屬縣用酒脯而已。(自今已後、永爲常式。)⁽¹⁷⁾
- (2) (開元十八年)八月丁酉詔曰「祭主於敬、神歆惟德、黍稷非馨、蘋藻可薦。宣尼闡訓、以仁愛爲先。句龍業官、以生植爲本。普天率土、崇德報功、饗祀惟殷、封割滋廣、非所以全惠養之道、叶靈祇之心。其春秋二祀及釋奠、天下諸州府縣等並停牲牢、唯用酒脯、務在修潔、足展誠敬。自今已後、以爲常式。」⁽¹⁸⁾

(3) (開元)二十二年四月詔曰「春秋祈報、郡縣常禮、比不用牲、豈云血祭。陰祀貴臭、神何以歆。自今已後、州縣祭祀、特〔以牲〕牢、宜依常式。」⁽¹⁹⁾

(4) 其年(開元二十二年)六月二十八日敕、「大祀・中祀及諸州縣社稷、依式合用牲牢、餘並用酒脯。」⁽²⁰⁾

詔敕(1)(2)に據れば、開元十一年(七二三)九月から諸縣の釋奠では牲牢を用いないことになり、開元十八年八月になると、あらゆる州縣の春秋の社の祭祀と釋奠で一切牲牢を用いなくなった。ところが、詔敕(3)(4)に據れば、開元二十二年(七三四)四月に州縣の社の祭祀における牲牢の使用について全面解禁の措置がとられ、二箇月後にもそのことが重ねて命じられている。

開元二十年に成立した『開元禮』は「序例」において、「州縣の社稷・釋奠」の祭祀では少牢を用い、少牢には羊一・猪一・酒一斗・脯一段・醢四合が含まれると明確に規定している⁽²¹⁾。この外、『開元禮』の「五禮儀注」によれば、諸州の社稷⁽²²⁾・釋奠の祭祀⁽²³⁾および諸縣の社稷⁽²⁴⁾・釋奠の祭祀⁽²⁵⁾に適用される儀禮も「序例」と一致している。このことから、『開元禮』が上述の牲牢停止の新制を全く吸収していないことを知り得る。これについて、筆者は以下の三つの問題について論じたいと思う。

第一。たとえ詔敕中に「永爲常式」「以爲常式」「宜依常式」などの文言が明記されていても、のちに新たな詔敕によって廢止され、「常法」つまり律令格式となるに至らないことがある。たとえば、詔敕(3)(4)と、詔敕(2)の州縣の社の祭祀に関連する部分との関係が、それに該當する。たとえ前敕が後敕によって廢止されなかったとしても、その後の立法者により放棄されることさえある。前掲の詔敕

(3)(4)が詔敕(1)(2)の州縣釋奠で牲牢を用いないことを定めた規定に及んでいなかったことが、その例となる。とすれば、それらは開元二十五年の立法(律令格式)に吸收されたのであろうか。

『劉禹錫集』卷二〇「奏記丞相府論學事」には、

開元中、玄宗嚮學、與儒臣議、由是發德音、其罷郡縣釋奠牲牢、唯酒脯以薦。後數年定令、時王孫林甫爲宰相、不涉學、委御史中丞王敬從刊之。敬從非文儒、遂以明衣牲牢編在學令。……今謹條奏、某乞下禮官博士、詳議典制、罷天下縣邑牲牢衣幣。如有生徒、春秋依開元敕旨、用酒醴・股脰・膾臠棗栗、示敬其事、而州府許如故儀。⁽²⁶⁾

とある。劉禹錫は、開元の例にまで遡ることにより、釋奠で孔子を祀る際、牲牢衣幣に拘泥する必要のないことを論證し、縣レベルでは「開元の敕旨」に照らして酒脯を獻じる祭祀の方式を推進するよう希望したのである。「罷郡縣釋奠牲牢」という文言から、州・縣雙方の釋奠に関わり、ゆえに玄宗が發布した「德音」すなわち「開元の敕旨」とは、上引の開元十八年の詔敕(2)だということになる⁽²⁷⁾。劉禹錫の見たところ、開元二十五年の立法者は「學に涉らず」「文儒に非ざる」者(それぞれ、李林甫・王敬從を指す)であったため、「明衣牲牢」が「學令」に編入されるに至ったのである。このことから、釋奠で牲牢を用いないという新制は、開元二十五年の立法以前に廢止されてはいなかったけれども(そうでなければ、罪を李林甫と王敬從に着せる必要はなかったであろう)、「開元二十五年令」に編入されたわけでもなかったのである。

第二。前引の詔敕(1)(2)(3)にある「常式」と詔敕(4)に見える「依式」から、釋奠において牲牢ではなく酒脯を用いる規定が「式」に

存したことが知られるが、劉禹錫の文章から「明衣牲牢」の法が「學令」にあったことも確かである。ならば、その法源とは結局、何であったのか。

日本の『養老令』學令、釋奠條には、「凡大學・國學、毎年春秋二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、其饌酒明衣所須、並用官物」⁽²⁸⁾とある。劉禹錫のいう「明衣牲牢」とは、『養老令』の「饌酒明衣」に相當する。『唐六典』卷二一、國子監、祭酒司業の條には「凡春・秋二分之月上丁、釋奠於先聖孔宣父」とある⁽²⁹⁾。この記述も、『養老令』釋奠條とおおむね一致する。劉禹錫の主張する「郡縣釋奠の牲牢を罷む」とは、太學には關係がなく、そこから推測すると、彼が批判する開元二十五年の「學令」には、州縣の官學が含まれていたはずである。この點は、『養老令』のこの條文が「太學・國學」を対象とした規定であることから裏付けることができよう。したがって、『開元禮』卷一、序例上、神位に見える「仲春仲秋上丁、釋奠於太學」⁽³⁰⁾なる文言は、「學令」の全文ではない。『令集解』卷一五、學令、釋奠條所引「古記」には、「釋奠儀式、并所須物等事、具有別式」⁽³¹⁾とあるが、換言すれば、『養老令』學令のこの條文は概括的な規定であり、「太學・國學」の釋奠儀禮や祭祀に用いる物などは、すべて「別式」に規定されていたのである。先に引用した唐代史籍中に見える「常式」「依式」の語と結びつけて推測すれば、開元年間の立法もまた、これと似たものであったに違いない。

要するに、釋奠に関する規定は、「令」にも存在したし「式」にも載せられていた⁽³²⁾。仁井田陸氏の復原した「學令」一丙

〔開二五〕諸春秋二分之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、於太學

……祭以太牢。⁽³³⁾

は太學に限定した規定であり、州縣の官學を含んでいない。したがって、令の全文ではないと見るべきであろう。

第三。前述したように、開元二十年九月に「所司に頒ちて行用せしめた」『開元禮』は、同年四月に發布された「許士庶寒食上墓詔」を取り込んだが、前引の詔敕(1)(2)に載せる新制を採用しなかった。それはなぜであろうか。

高明士氏は、「開元十九年（七三一）正月になると、州では牲牢が廢止された。……その後、地方の酒脯を廢止する詔令は見當らないが、『開元禮』が羊・豕により祭祀を行うよう定めていることから、その翌年に牲牢の祭祀が復活したことは明らかである」という⁽³⁴⁾。しかし、『開元禮』卷一、序例上、神位、「仲春・仲秋上丁、釋奠於太學」條には、「右新加七十二弟子之名、餘准舊禮爲定」と注記されており、「州縣祭社稷」條にも「右准舊禮爲定」と注記されている⁽³⁵⁾。このことから、『開元禮』の編者が「新制」の存在を明確に知りながら、「准舊禮爲定」の態度を堅持していたことが知られる。開元二十年に牲牢の祭祀が復活したのであれば、それを「舊禮」と呼ぶ必要もなく、また、復活の後、開元二十二年に二道の詔敕(3)(4)を續けて發布する必要もなかったであろう。『開元禮』の編者が「准舊禮爲定」の態度を堅持した理由については、玄宗が制度を變革しようと思った動機に注目して推測を加えるべきかも知れない。

雷聞氏は、道教が血祭に反對したことにより、上清派の道士司馬承禎が開元年間に國家の五嶽祭祀に積極的に介入したという⁽³⁶⁾。吳麗娛氏も、開元中期に唐朝は頻繁に詔敕を發布し、山嶽などの祭

祀において酒脯を牲牢に變更するよう要求し、それによって道教の儀式を國家の禮制に浸透させることを實現したが、これには「開元禮」に代表される儒教の儀禮と矛盾する點があり、それゆえ制度の變更が頻繁に繰り返され、『開元禮』に反映されることはなかったのだという⁽³⁷⁾。これらの指摘に導かれて、筆者は以下の諸點に氣がついた。

(一) 開元九年五月に發布された名山大川を祀る詔敕には、酒脯を牲牢に變更する要求がまだ現れていない。しかし開元十二年十一月になると、玄宗は敕旨を下し、「有司所經名山大川・自古帝王陵・忠臣烈士墓、精意致祭、以酒脯時菓用代牲牢」と要求した⁽³⁸⁾。前引の詔敕⁽¹⁾に據れば、玄宗が縣學の釋奠を改革したのは開元十一年九月であったが、この史料から推測するに、改革の意志は開元九年から十一年の間に醸成されたようである。『舊唐書』卷一九二、隱逸傳、司馬承禎に、「開元九年、玄宗又遣使迎入京、親受法籙、前後賞賜甚厚。十年、駕還西都、承禎又請還天台山、玄宗賦詩以遣之⁽³⁹⁾」とあることから、時間的に見れば、司馬承禎が血祭問題に關して玄宗に何らかの影響を及ぼした可能性は高い。

(二) 前引の開元十二年十一月詔の後、玄宗は開元十四年六月に再び、「以久旱、分命六卿祭山川。詔曰、……但羞蘋藻、不假牲牢、應緣羹祭、尤宜精潔」なる詔敕を下している⁽⁴⁰⁾。旱害に起因する祈祀に牲牢を用いないやり方は、『開元禮』に受け繼がれなかったわけではない。たとえば、『開元禮』卷三、序例下、祈禱には「凡京都孟夏已後旱、則祈嶽鎮海濱及諸山川能興雲雨者於北郊、……所用酒脯醢」とあり⁽⁴¹⁾、同じく卷六六、吉禮、時旱祈嶽鎮於郊に載せる祝文には「謹以清酌・脯醢、明薦於東方山川。尙饗」と

あり⁽⁴²⁾、卷六七、吉禮時早就祈嶽鎮海濱に載せる祝文には「謹以制幣・清酌・醢醢、明薦於神。尙饗」とある⁽⁴³⁾。このため、血祭問題に關して『開元禮』は、州縣の釋奠と社稷の祭祀においては「仍ほ舊禮に准る」が、山川の祭祀においては儒道折衷の傾向が現れている。雷聞氏は、「國家祭祀に對して、道教は一貫して改造を加えようとしていたが、天地・宗廟の祭祀は王朝の正統性に直接關わるものであったため、それは困難を極めた。嶽濱祭祀から改造を始めたのは、多少なりともそれが容易であったからであろう」という⁽⁴⁴⁾。『開元禮』の編纂から見れば、この點は確かに實現したところがあった。しかし、それを儒家と道教との勢力争いと結論づけるのであれば、儒家の聖人を尊崇する釋奠儀禮が眞・先に改革の對象となったはずであるが、それについては開元二十五年の立法に至つてようやく、州縣の釋奠に「明衣牲牢」が使用されるように改められたに過ぎない。それはなぜであろうか。

劉禹錫は、縣學で牲牢祭祀を用いない理由を、「祭義曰、祭不欲數。語云、祭神如神在。與其煩於舊饗、孰若行其教道」とする⁽⁴⁵⁾。つまり、祭祀は必ずしも奢侈浪費を行うことではなく、孔子の道を尊崇するのに必要なのは、繁文縟禮の祭儀ではなく夫子の「教道」を踏み行ふことだといふのである。彼は、開元の敕旨を立論の根據として、玄宗が酒脯によって祭祀を行おうとしたことに賛同し、玄宗の制度改革の意圖が儉約の提唱にあったことを示唆する。早くも先天二年(七一二)八月に、玄宗は「禮曰寧儉、書戒無逸。約費畜財、爲國之本。……自徇於奢、是不戒也。心勞於僞、是不經也」なる敕旨を下している⁽⁴⁶⁾。こうした儉約提唱の氣風は、孔子が説く「禮、與其奢也、寧儉。喪、與其易也、寧戚」⁽⁴⁷⁾という

儒家の教えに完全に合致するものである。しかし、こうした儉約提倡の方針がもっと上位にある儒家原則に抵觸すると、——牲牢を用いない祭祀が血祭の傳統に違反するが如く——たちまち抵抗に遭い、前述の開元中期に見られた牲牢祭祀をめぐる政策が繰り返され、實現されることとなる。天寶三載（七四四）に至り、玄宗は以下の詔敕を下した、「祭必奉牲、禮有歸酢。將興施惠之教、以廣神明之福。比來胙肉、所進頗多、自茲以後、即宜少進。仍分賜祭官、及應入衙常參官廚共食」⁽⁴⁸⁾。この詔敕は、あるいは玄宗が如何とし難かったことを表しているのかも知れない。祭祀には犠牲が必須なのであるから、自らに供される胙肉の數量を減らして「廣殺に資せず⁽⁴⁹⁾」という目的を達成し、儉約の提倡と守禮とのあいだで均衡を保とうとしたのである。

要するに、筆者は、開元年間の祭祀方式に關する改革は、道教と儒家のあいだで展開された血祭をめぐる争いを背景とはするが、玄宗の儉約志向についても考慮する必要があると思うのである。

三 『開元禮』序例と五禮儀注

『開元禮』は、序例三卷と五禮儀注本文の二部で構成されており、「序例」には「五禮儀注」を統轄する機能がある程度備わっているので⁵⁰、兩者の内容は自ずと一致することになる。上文で述べたように、「序例」には釋奠と州縣の社稷祭祀が「舊禮に准り定と爲す」と記されているので、たとえ舊禮を改變した新制が存在したとしても、吉禮儀注は依然として舊制のままで新制を吸収せず、結果として『開元禮』は禮典としての統一性を内在させたままであった。しかし、『開元禮』は結局、多數の人々の手によって完成

し、かつ、編纂には數年の歲月を要したため、「序例」と「五禮儀注」のあいだには多少の齟齬が生ぜざるを得なかった。そしてこのことが、唐令復原に更なる混亂をもたらすこととなったのである。

『天聖令』喪葬令、宋一八條には、次のようにある。

諸四品以上用方相、七品以上用魃頭。方相四目、魃頭兩

（目）、並深清（青）衣朱裳、執戈揚盾、載於車。⁽⁵¹⁾

この條文に對して、唐令復原に用いられた基本資料は以下の二種である。

『開元禮』卷三、序例、雜制…凡四品以上用方相、七品以上用魃頭。⁽⁵²⁾

『唐六典』卷一八、鴻臚寺、司儀署條の注…其方相四目、五品已上用之。魃頭兩目、七品已上用之。並玄衣・朱裳、執戈・循、載於車。⁽⁵³⁾

『開元禮』が「並玄衣…載於車」の文言を省略している點を除き、二種の唐代史籍の記述に見られる相違點は、「四品以上用方相」であるか「五品已上用之」であるかのみである。仁井田陞氏は『唐六典』に從って「五品已上」と唐令を復原した⁽⁵⁴⁾が、吳麗娛氏は「方相の使用は、五品ではなく四品を境界線としたはずである」と考えた⁽⁵⁵⁾。その根據としたのは、『天聖令』宋一八條の條文の外、『隋書』卷八、禮儀志三に載せる「開皇禮」、

四品已上用方相、七品已上用魃頭。⁽⁵⁶⁾

である。陳寅恪はかつて、「玄宗の時に制定された開元禮は、貞觀禮と顯慶禮を折衷したものであり、それゆえ間接的ながら隋禮を踏襲することとなった」と指摘した⁽⁵⁷⁾。方相の使用に官品の制限があることを考えれば、『開元禮』は『開皇禮』を踏襲していること

になる。それゆえ、『唐六典』に「五品已上」とあることについては、二つの解釋の可能性——誤りの存在と制度の變遷——が存在するわけである。

『開元禮』卷一三九、凶禮、三品以上喪之二および卷一四三、凶禮、四品五品喪之二、陳器用には「方相〔黃金四目爲方相〕」とあるが⁽⁵⁸⁾、同じく卷一四七、凶禮、六品以下喪之二、陳器用ではこれを「魃頭……〔六品以下設魃頭之車。魃頭兩目〕」と置き換えている⁽⁵⁹⁾。これによれば、五品以上は「黃金四目」の方相を用い、六品以下は「兩目」の魃頭を用いる⁽⁶⁰⁾。これに對應して、『開元禮』凶禮では、五品以上の喪の「器行序」が全て「先靈車、後次方相車」、「方相以下駕士馭」であるのに對し⁽⁶¹⁾、六品以下の喪の「器行序」では「先靈車、後次魃頭車」となっている⁽⁶²⁾。これは、「序例」に見える、四品を方相使用の區切りとする規定とは異なるが、『唐六典』の記述とは同じである。

この點を考慮すれば、我々は『唐六典』の「五品」をにわかに誤りとするとはできないように思われる。唐令復原の際にも、「四品」を區切りとするとは即斷できない。『開元禮』の「序例」と凶禮、『唐六典』が依據する制度も同一時期に制定されたのではないのかも知れない。目下のところ、學界の基本認識は、『天聖令』は基本的には「開元二十五年令」を藍本として制定されたが、唐代中・後期の制度も混ざっている、というものである⁽⁶³⁾。『天聖令』は「四品」を區切りとしているので、「四品以上用方相」は「開元二十五年令」の規定かも知れないが、『唐六典』と『開元禮』凶禮の文言は「開元七年令」を参照して撰定され、開元七年に令が制定されて以後は、唐朝の發布した關連する詔敕は、まず『開元禮』序

例に吸收され、さらに唐令へと昇格した。

『開元禮』において、同一の儀禮に關する規定であっても「序例」と儀注とで相違のあること、實はこの一例にとどまらない。たとえば、『開元禮』卷三、序例下、雜制には、

五品以上、纛竿九尺。六品以上、長五尺。⁽⁶⁴⁾

とあるが、これを文字通りに解釋すれば、纛竿について長さ五尺が適用される主體は六品のみ（「以」字はその數字を含む）ということになる。しかし、『開元禮』卷一四七、凶禮、六品以下喪之二の「進引」・「舉柩」條では、紼を持つ者・鐸を持つ者・旌を持つ者・纛を持つ者についての記述はあるものの、纛を持つ者に關する記事は見えない。「器行序」においても、銘旌・鐸については記述があるが、纛についての記事は無い⁽⁶⁵⁾。五品以上の喪における「進引」・「舉柩」（三品以上は「引輜」という）の箇所には、纛を持つ者の役割が明確に規定されており、「器行序」においても纛は存在する⁽⁶⁶⁾。このことから、凶禮儀注において、六品以下の喪禮に纛は全く存在しなかったことがわかる。では、なぜ「序例」に「六品以上、長五尺」という記述が現れたのであろうか。

『唐六典』卷一八、鴻臚寺、司儀令の條には、

其纛五品已上竿長九尺、六品以下五尺。

とあり、『天聖令』喪葬令の宋一九條には、

諸纛、五品以上、其竿長九尺。以下、五尺以上。⁽⁶⁷⁾

とある。前述の如く『天聖令』が依據した藍本に關する學界の通説に據れば、この條文に依據して復原された「開元二十五年令」でも「六品以下五尺」であったはずである⁽⁶⁸⁾。常識から言えば、「五品以上……六品以上……」という句造りだと、後半の文言が六品のみ

に適用されるために、ただ「六品」とすればよく、「以上」の語を附すのは餘計である。對校法を用いると、『開元禮』序例に見える「六品以上」の文言は校刊本に據っているが⁽⁶⁹⁾、文淵閣本ではこれを「六品以下」に作っている⁽⁷⁰⁾。

「序例・『唐六典』はいずれも、「六品以下」に五尺の纛を用いるとするが、これもおそらくは「開元二十五年令」の規定であろう。とすれば、開元七年以降、唐朝はおそらく舊禮（六品以下無纛）を改訂した新制を發布し、この制度が「序例」に吸収されたのであるう。にもかかわらず、『開元禮』凶禮儀注では、これに伴う更新はなされていない⁽⁷¹⁾。

喪葬の規定は、枝葉末節に関わるためにかなり煩瑣であるけれども、日常生活に密接に関係するため、唐朝は法律の安定性を犠牲にすることを惜しまず、一再ならず調整を行った。たとえば、『唐會要』卷三八、葬には、

（開元）二十九年正月十五日敕、「古之送終、所向乎儉。其明器墓田等、令于舊數內遞減。三品以上、明器先是九十事、請減至七十事。五品以上、先是七十事、請減至四十事。九品以上、先是四十事、請減至二十事。庶人先無文、請限十五事。」⁽⁷²⁾

とあり、『唐六典』卷二三、將作監、甄官令の條には、凡喪葬則供其明器之屬、三品以上九十事、五品以上六十事、九品已上四十事。⁽⁷³⁾

とあり、『開元禮』卷三、序例下、雜制には、

凡明器、三品以上不得過九十事、五品以上六十事、九品以上四十事。⁽⁷⁴⁾

とある。このうち、開元二十九年に下された敕には「五品以上、先

是七十事」とあって、これが史籍の誤りでないとすれば、開元二十五年「喪葬令」の規定はおそらく「七十事」であり、『唐六典』及び『開元禮』に見える「六十事」とは、開元七年「喪葬令」の規定ということになるう。この點についてはしばらく議論を措くとして、開元二十五年に令を定めて以後、開元二十九年には早くも敕によって令を改めたとすれば、前述の開元七年から開元二十五年に至る間の變化は、常識の範圍であろう。

更に言えば、開元二十九年の敕に據れば、唐令にはもともと、庶人の明器使用に關する言及がなかったことになる。つまり、庶人については全く制限が加えられていなかったわけであるが、これは「禮は庶人に下さず」という意識の反映であって、庶人を明器使用の對象とはしていなかったのである。敕文が庶人の明器使用を十五事に制限したのは、庶人が品官を模倣したために厚葬の風潮が盛んになったからであり、立法の意圖は、庶人に法定の範圍内で明器を使用させることで、薄葬——「古之送終、所向乎儉」——の徹底を図ることにあった。同様の論理で、前述の『開元禮』凶禮儀注が「六品以下は纛無し」と定め、「序例・『唐六典』が「六品以下は纛の長さを五尺とする」と定めたのも、六品官以下の喪葬における待遇を向上させたわけではなく、むしろ法律を通して制限を加えようとしたのである。したがって、方相を使用する官品の下限を五品から四品に引き上げるにせよ、六品官以下は五尺の纛を使用することを定めるにせよ、それらは全て、「開元二十五年令」における厚葬の風潮抑制のための措置であったのであり、前述した玄宗の儉約提唱の方針に合致する。

この外、喪葬の規定は多岐にわたるが、それぞれの階層において

同時に増減するよう形勢を保っていたわけではなく、關係する基準には隨時調整が加えられていた。たとえば、『唐會要』卷三八、葬には、元和六年（八一）十二月に朝廷が再度、文武官および庶人の喪葬規定を改め、方相を使用するグループは三品以上に限定され、魃頭を使用するグループが庶人にまで擴大された。また、九尺の蠡を使用するグループは三品以上に限られたが、六品以下が用いる蠡は長さ七尺まで認められた。明器の數に關する規定に至っては、庶人を除いて、『唐六典』・『開元禮』の水準にまで戻された⁷⁵。會昌元年（八四一）十一月に、御史臺が京城文武百僚及び庶人の喪葬に關する條例を奏請した際、喪葬規定はまたもや變更され、方相を使用するグループは五品以上にまで擴大され、かつ、各グループの使用できる明器の數量が開元・元和時に較べて増加した⁷⁶。

要するに、法で定められた喪葬についての規定を、固定したまま變えずに維持することなど無理である。調整の内容や程度は社會の現實が異なるのに隨つて變化を生じる。たとえ厚葬を抑制するという目的が同じであっても、採用される基準はそれぞれに異なる。そうしなければ、『詔命頒下』と雖も、事 竟に行はれず⁷⁷という結果に終わりがかねないのである。このことから、先に推測した「五品以上が方相を用いる」という「開元七年令」の規定と、「四品以上が方相を用いる」という「開皇禮」の規定には違いがあり、「開元二十五年令」が「開元七年令」を修訂し、再び「開皇禮」の基準に回歸したことがわかる。このような反復的な法令の修訂過程は、じつは唐代の立法のみの特例ではない。

四 結語

『開元禮』は、唐令復原の根據となる最も重要な文獻の一つであるが、唐令復原研究が精緻な分析作業の段階に入った今日においては、利用に際して特に細心の注意を拂う必要がある。本稿は、若干の復原成果の檢證に立脚しつつ、いくつかの可能性について推測を試みた。得られた結論は、おおむね以下の如くである。

第一。『開元禮』所載の文言が他の文獻と異なる場合、まず入手可能なテキストとの比較検討を行い、その記述じたいに誤りや省略がないかどうかを確かめる必要がある。先に列舉した『唐令拾遺補』・『鹵簿令』・『一丙（開七）』と『天聖令』・喪葬令・宋一九條の復原はその一例である。

第二。記述じたいの誤りの有無を考慮するとともに、『開元禮』に記された制度が純粹に開元七年の立法の成果であるとは限らず、開元二十年以前に隨時發布された新制が混入していることにも注意を拂うべきである。しかも、隨時發布された新制に對して、『開元禮』の「序例」と「五禮儀注」の更新は、必ずしも完全に同調してはいない。「序例」がその折々に改訂されたのに、「五禮儀注」が修訂されなかった可能性があることは、前掲の『天聖令』・喪葬令・宋一八條の復原に見られた通りである。

第三。開元七年以降に發布され、「永爲常式」等の文言が明記された新制は、『開元禮』の「序例」であるか「五禮儀注」であるかによらず、いずれも吸収されず、依然として「舊禮に准り定と爲」った可能性がある。しかも、こうした新制は隨時廢止され、必ずしも開元二十五年の立法の一部とはならなかったようである。史籍の記載が缺落しているため、當時の立法に關わるきわめて複雑な争い

については知りようも無い。開元二十五年の、「明衣性牢」に関する「學令」はその一例である。

總じて言えば、異なる文獻が同じ事柄について異なる記述をしている場合、我々は少なくとも二つの可能性——文字の誤りと制度の變遷——について思いを致すべきである。テキストを比較検討し、それなりの根據に基づき前者と判斷された場合には、單純に誤りを訂正すればそれで済む。文獻中にわずかな手がかりが残っていて、論理的に推斷することで後者だと證明できれば、それらを年代の異なる二條の唐令に比定することも可能であろう。しかし、具體的に研究を進めてゆくと、多くの「變數」——令公式かの區別が困難な場合や、禮と令とが同等でない場合など——が存在するため、世界のどこでも普遍的に當てはまる「法則」を見つけ出すことは大變に難しく、また、その他多くの可能性を排除しきれものでもない。ましてや、現在のところ、學界の『開元禮』に對する精緻な研究は未だ十分とは言えず、とりわけテキストの源流を明らかにし、文字の異同を校定する等の基礎的な文獻整理もきちんと行われていない状況である。このため、本稿で述べてきたことは、ひとつのスタートに過ぎないのである。

〔附記〕

本稿は、中華人民共和國教育部人文社科研究青年基金項目「唐令的復原與研究」（項目番號13YJC80110）及び國家社科基金重點項目「『大唐開元禮』校勘整理與研究」（項目番號15AZS001）により得られた成果の一部である。吳麗娛・黃正建・高明士・辻正博ほかの先生方には貴重な意見を数多く頂戴した。ここに記して感謝申し上げる次第である。

（翻譯）唐令復原における典據史料の檢證（辻）

〔譯者附記〕

本稿は、「第六一回國際東方學者會議」（二〇一六年五月二〇日、於日本教育會館）におけるシンポジウムⅢ「東アジアの中の日本文化——奈良平安時代を中心に」にて行われた學術報告「唐令復原所據史料檢證——以『大唐開元禮』爲中心」のために準備された中國語原稿の邦譯である。本誌掲載に際し、著者による若干の修訂がなされた。

注

（1）現在のところ、中日兩國學界で影印出版されているのは、すべて東京大學東洋文化研究所大木文庫藏光緒十二年洪氏公善堂校刊本、すなわち、汲古書院一九七二年版および民族出版社二〇〇〇年版である。以下、單に『大唐開元禮』という場合は、民族出版社二〇〇〇年版からの引用である。文淵閣四庫全書本（『景印文淵閣四庫全書』第六四六冊、臺灣商務印書館、一九八六年）もしくは文津閣四庫全書本（『文津閣四庫全書』第二一五冊、商務印書館、二〇〇五年）を引用する場合は、それぞれ『大唐開元禮（文淵閣本）』、『大唐開元禮（文津閣本）』と記す。

（2）「校刊本」と「文淵閣本」「文津閣本」の流傳關係や相違點については、池田溫『『大唐開元禮』解説』（古典研究會編『大唐開元禮』汲古書院、一九七二年）八二八頁、及び高明士『戦後日本の中國史研究』（明文書局、一九九六年）二九三頁、張文昌『唐代典禮的編纂與傳承——以『大唐開元禮』爲中心』（花木蘭出版社、二〇〇八年）一〇五頁、劉安志『關於『大唐開元禮』的性質及行用問題』（『中國史研究』二

〇〇五—三）九七頁を参照。

(3) 『開元禮』のテキストの所在状況については、注(2)張文昌著書、一〇三頁及び一〇六頁表二・三を参照。

(4) 國家圖書館(臺北)藏、朱紹頤『大唐開元禮校勘記』一五〇卷附『校勘撮要』一卷(全八冊。以下、『校勘記』と略稱)は、宣統元年(一九〇九)に溧水朱氏の子弟が朱紹頤の手稿本に據り淨書したものである。このうち、朱紹頤の弟朱紹亭による『大唐開元禮校勘記跋』は、本書の來源について概述しており参考になる。

(5) 『大唐開元禮』二二頁。

(6) 『唐令拾遺補』六七二頁。

(7) 李昉等編『太平御覽』(中華書局、一九六〇年)、三四三一頁。歐陽修等編『新唐書』(中華書局、一九七五年)卷二三上、儀衛志上、四九三—四九四頁も参照。

(8) 『大唐開元禮(文淵閣本)』五一頁。杜佑撰・王文錦等點校『通典』(中華書局、一九八八年)卷一〇七、禮六七、開元禮纂類二、序例中、大駕鹵簿、二八七一頁。長澤規矩也・尾崎康編『宮内廳書陵部北宋版通典』第四卷(汲古書院、一九八〇年)、五四五頁。

(9) 『大唐開元禮(文津閣本)』六〇八頁。

(10) 李林甫等撰、陳仲夫點校『唐六典』(中華書局、一九九二年)、四八一頁。『舊唐書』もこれを「唐制」とする。劉昫等『舊唐書』(中華書局、一九七五年)卷四五、輿服志、一九三—一九三三頁を参照。

(11) 『舊唐書』八一八頁。

(12) 江川式部『唐代の上墓儀禮——墓祭習俗の禮典編入とその意義について——』(『東方學』一二〇、二〇一〇年。中國語譯・周東平・方海龍譯『唐代的上墓禮儀——墓祭習俗編入禮典及其意義——』、周東平・朱騰主編『法律史譯評』二〇一三年卷、中國政法大學出版社、二〇一四年、一二四頁)。

(13) 吳麗娛『以法統禮——『大唐開元禮』的序例通則——以『開元禮』序例中的令式制敕爲中心』(徐世虹主編『中國古代法律文獻研究』四、法律出版社、二〇一〇年)、一九五—二〇一頁を参照。

(14) 中村裕一『唐令の基礎的研究』(汲古書院、二〇二二年)、二八九—五八〇頁。同氏『大唐六典の唐令研究——「開元七年令」説の検討』(汲古書院、二〇一四年)。

(15) 池田溫『東アジアの文化交流史』(吉川弘文館、二〇〇二年)、一七九頁。

(16) 榎本淳一『唐代法制史の「不動の定説」に挑む』(中村裕一著『唐令の基礎的研究』書評)(『東方』三八五、二〇一三年)、二五頁。

(17) 『舊唐書』卷二四、禮儀四、九一九頁。『通典』にも同様の記載が見えるが、細かな異同がある。『唐會要』所載の文はこれと異なる。「開元」十一年九月七日敕、春秋二時釋奠、諸州府並停牲牢、惟用酒脯。自今已後、永爲常式。『舊唐書』・『通典』はともに、州府は從來通り牲牢を用い、屬縣は酒脯を用いるよう改めた」と記すが、『唐會要』は、州府は牲牢の使用を停止したと記す。いずれが正しいかは未詳だが、ここでは『舊唐書』・『通典』の説に従っておく。『通典』卷

五三、禮一三、沿革一三、吉禮一二、釋奠、一四七五頁、および、王溥『唐會要』(中華書局、一九五五年)卷三五、釋奠、六四二頁を参照。なお、(一)内の文字は関連する文献により適宜補った(以下も同じ)。

- (18) 王欽若等編『冊府元龜』(中華書局、一九六〇年)卷三三、帝王部、崇祭祀二、三三五頁。『唐會要』卷二二、社稷(四二四頁)は、この詔を開元一九年正月二〇日に繫年し、かつ、「春秋二祀」を「春秋二時社」に作る。

- (19) 『冊府元龜』卷三三、帝王部、崇祭祀二、三六〇頁。録文は、『唐會要』卷二二、社稷、四二四頁によって校訂した。また、『唐會要』卷二二、社稷(四二四頁)はこの詔を「三月二十五日」に繫ける。

- (20) 『唐會要』卷二二、社稷、四二四頁。

- (21) 『大唐開元禮』卷一、序例、俎豆、一九頁。

- (22) 『大唐開元禮』卷六八、吉禮、諸州祭社稷、三五二頁。

- (23) 『大唐開元禮』卷六九、吉禮、諸州釋奠於孔宣父、三五五頁。

- (24) 『大唐開元禮』卷七一、吉禮、諸縣祭社稷、三六二頁。

- (25) 『大唐開元禮』卷七二、吉禮、諸縣釋奠於孔宣父、三六六頁。

- (26) 劉禹錫撰・劉禹錫集『整理組點校・卞孝宣校訂』『劉禹錫集』(中華書局、一九九〇年、二五三～二五四頁)。

- (27) もし詔敕(1)の原文が『唐會要』の記事の通りであるとすれば、ここで指すところは開元十一年まで遡るはずである。

- (28) 黑板勝美編輯『令義解』(吉川弘文館、一九八八年)、一二

(翻譯) 唐令復原における典據史料の檢證(辻)

九頁。

- (29) 『唐六典』五五七頁。

- (30) 『大唐開元禮』一六頁。

- (31) 黑板勝美編輯『令集解』(吉川弘文館、一九八八年)、四四六頁。

- (32) 霍存福氏は、牲牢・酒脯に関する規定が「太常式」にあつたとする一方で、牲についての具體的規定を「光祿式」として復原する。筆者は、これらの條文がどの式に屬していたのかについて確定する術をもたず、ここではしばらく存疑としたい。霍存福『唐式輯佚』(社會科學文獻出版社、二〇〇九年)、五三九頁および五四六頁。

- (33) 『唐令拾遺』二六六～二六七頁。

- (34) 高明士『中國中古的教育與學禮』(臺灣大學出版中心、二〇〇五年)、六二八頁。

- (35) 『大唐開元禮』一六～一七頁。

- (36) 雷聞「五嶽眞君祠與唐代國家祭祀」(榮新江主編『唐代宗教信仰與社會』上海辭書出版社、二〇〇三年、六二～六四頁)。

- (37) 吳麗娛「新制入禮」『大唐開元禮』的最後修訂』(『燕京學報』一九、北京大學出版社、二〇〇五年)、六一～六三頁。

- (38) 『冊府元龜』卷三三、帝王部、崇祭祀二、三五九頁。

- (39) 『舊唐書』五一二八頁。

- (40) 『冊府元龜』卷一四四、帝王部、弭災二、一七四二頁。

- (41) 『大唐開元禮』三二頁。

- (42) 『大唐開元禮』三四八頁。

- (43) 『大唐開元禮』三五〇頁。
 (44) 注(36) 雷聞論文、六四頁。
 (45) 『劉禹錫集』二五三頁。
 (46) 『冊府元龜』卷五六、帝王部、節儉、六二五頁。
 (47) 程樹德撰、程俊英・蔣見元點校『論語集釋』(中華書局、一九九〇年) 卷五、八佾上、一四五頁。
 (48) 『唐會要』卷二三、牲牢、四四七頁。
 (49) 『唐會要』卷二三、牲牢、四四七頁。
 (50) 注(13) 吳麗娛論文、一八二—一八三頁。
 (51) 天一閣博物館・中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』(以下、『天聖令校證』と略稱。中華書局、二〇〇六年)、三五五頁。以下、『天聖令』の條文は、すべて本書「校録本」から引用する。
- (52) 『大唐開元禮』三四頁。
 (53) 『唐六典』五〇八頁。
 (54) 『唐令拾遺』八二三頁。
 (55) 『天聖令校證』六八九頁。
 (56) 魏徵等『隋書』(中華書局、一九七三年)、一五六—一五七頁。
 (57) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』(三聯書店、二〇〇一年)、六八頁。
 (58) 『大唐開元禮』六六四、六七八頁。
 (59) 『大唐開元禮』七〇八頁。
 (60) 『通典』卷一三九、禮九九、開元禮纂類三四、凶禮六、三

品以上喪中、三五三六頁も参照。

- (61) 『大唐開元禮』六六五頁および六八八—六八九頁。
 (62) 『大唐開元禮』七〇九頁。『通典』卷一三九、禮九九、開元禮纂類三四、凶禮六、三品以上喪中、陳器用の注にも「先靈車、後次方相車(六品以下魋頭車也)」、「方相以下駕士馭……六品以下魋頭、無駕士」とある(三五五九頁)。
 (63) 関連する議論については、拙稿『天聖令』與唐宋法典研究(徐世虹主編『中國古代法律文獻研究』五、社會科學文獻出版社、二〇一一年)、二五四—二五七頁を参照。
- (64) 『大唐開元禮』三四頁。
 (65) 『大唐開元禮』六七八頁。
 (66) 『大唐開元禮』六六四—六六五頁、六八七—六八九頁。なお『通典』卷一三九、禮九九、凶禮六、三品以上喪中、進引には、「六品以下無簪、下皆准此」とある(三五三七頁)。
- (67) 『天聖令校證』三五五頁。
 (68) 仁井田陞氏は「開元七年令」として復原している。『唐令拾遺』八二三頁を参照。吳麗娛氏は、以前には『開元禮』の文言に従って唐令を復原すべきだと考え、「六品以上長五尺」としたが、のちにこの見方を改め、「六品以下長五尺」に據る考えに賛同して唐令を復原した。それぞれ、『天聖令校證』六八九頁、吳麗娛「關於唐「喪葬令」復原的再檢討」(『文史哲』二〇〇八—四)、九四頁。
- (69) 文津閣本と同じ。『大唐開元禮(文津閣本)』六一三頁も参照。『校勘記』は「婁本九下脫尺六二字」と記す。換言すれば、婁本の原文は「五品以上簪竿九品以上長五尺」であった

はずで、この句が「九尺」二字を脱落させていたと考えれば、「五品以上、麤竿（九尺）、九品以上、長五尺」と断句することができ、「六品以下、長五尺」と同義となる。

(70) 『大唐開元禮（文淵閣本）』六六頁。

(71) 當然、別の可能性も存在する。すなわち、「開元七年令」

でも六品以下は麤竿を使用すると規定されており、「序例」の記述はこの令に基づくが、凶禮儀注では改訂がなされなかった。こうした禮と令の不一致現象は、『開元禮』に特有のものではない。史睿氏が『顯慶禮』を例に禮・令間の差異について分析を加えている。史睿「『顯慶禮』所見唐代禮典與法典的關係」（高田時雄編『唐代宗教文化與制度』京都大學人文科學研究所、二〇〇七年）、一二一—一二七頁を参照。

(72) 『唐會要』六九三頁。

(73) 『唐六典』五九七頁。

(74) 『大唐開元禮』三四頁。

(75) 『唐會要』六九五頁。

(76) 『唐會要』卷三八、葬、六九七—六九八頁。

(77) 『唐會要』卷三八、葬、六九五頁。

〔後記〕

本翻譯論文掲載について

大 津 透

日本文化セミナーの歴史部門では、北宋天聖令の發見をうけて大津が中心となり律令制比較研究をめぐってシンポジウムを重ねてきた。趙品氏は、中國政法大學を卒業し、現在中國政法大學法律古籍研究所副教授の職にあり、中國法制史を専攻するが、天聖令發見を

〔翻譯〕 唐令復原における典據史料の檢證（辻）

うけて法制史の立場からもっとも精力的に唐令の研究を進めている若手研究者といえる。この度の報告においては、『大唐開元禮』をとりあげ、唐令復原を行うときの具體的な問題點を考察した。まず版本の問題を指摘し、次に『開元禮』に載せられた制度の年代について、開元七年令とは限らず、開元二〇年以前に發布された新制が混入していること、開元年間に祭祀における牲牢血祭をやめる法令が出されたことをとりあげ、「永爲常式」と明記されているが、『開元禮』はそれを吸収せず「舊禮」による例があること、また『開元禮』の「序例」と本文である五儀禮注との間に齟齬があり改訂の段階差があることなどを指摘している。

著者は、現在唐禮研究の大家のある吳麗娛氏とともに『大唐開元禮』の共同研究を進めているとのこと、その成果の一端を示していただいた。日本古代史では平安時代を中心に儀禮研究が盛んであり、禮制の繼受の問題とあわせて、『大唐開元禮』の理解は日本史にとっても重要なテーマである。會議の報告だけでは廣く知られずもったいないので、今回通譯にあたって辻正博氏にお願いして翻譯原稿を作成していただき、本誌に掲載することにより、多くの讀者を得られればと思う次第である。

〔著者紹介〕

趙 品

①中國政法大學法律古籍整理研究所 副教授 ②唐代法制史 ③『《天聖令》與唐宋法制考論』（上海古籍出版社、二〇一四）。

唐令復原所據史料檢證——以令式分辨爲線索（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八十六本第二分、二〇一五）。從「違令罪」看唐代律令關係（『政法論壇』二〇一六年第四期、二〇一六）。

Abstract

An Examination of the Materials Used for Reconstructing
the T'ang Statutes: With a Focus on the
Ta-T'ang K'ai-yüan Li

Chao Ching

The *Ta-T'ang K'ai-yüan li* 大唐開元禮 is one of the most basic materials for reconstructing the T'ang statutes. When its wording differs from other materials, we should first verify different versions of the *K'ai-yüan li* in order to determine whether there are any errors or abbreviations. Secondly, we need to consider that the institutions recorded in the *K'ai-yüan li* are not limited only to those mentioned in legislation of the 7th year of the K'ai-yüan era and that they include new decrees issued before the 20th year of the K'ai-yüan era. Furthermore, the "Preface" ("Hsi-li" 序例) of the *K'ai-yüan li* is not completely aligned with the main body of the text, for it was not updated as new decrees were issued. In addition, the *K'ai-yüan li* does not adopt all of the new decrees enacted from the 7th year to the 20th year of the K'ai-yüan era, for a new decree could be annulled at any time even if it was designated as remaining in force in perpetuity. These points have brought some uncertainty to previous achievements in the restoration of the T'ang statutes.

執筆者紹介 I

①専門 ②勤務先・職名 ③主要論文・著作(最近三年)

吉田 豊 ①イラン語史・文獻言語學 ②京都大學文學研究科・教授(英國學士院客員會員) ③中國江南マニ教繪畫研究(古川攝一と共同編集 臨川書店 二〇一五) 江南マニ教繪畫「聖者傳圖(3)」の發見と繪畫の内容について『大和文華』二一九(二〇一六) 于闐的粟特人(榮新江・羅豐編)「粟特人在中國—公庫發現與出土文獻的新印證—」北京・科學出版社 二〇一六

馬場 紀壽 ①佛教學(インド佛教、上座部佛教) ②東京大學東洋文化研究所・准教授 ③上座部大寺派のパーリ語主義(『パーリ學佛教文化學』二九(二〇一五) パーリ佛典圈の形成—スリランカから東南アジアへ(新川登龜男編)『佛教文明の轉回と表現 文字・言語・造形と思想』勉誠出版(二〇一五) 陀羅尼は海を越えて—スリランカの經典傳播と東アジアの佛教文化(羽田正編)『グローバルヒストリーと東アジア史』東京大學出版會 二〇一六

久保田 和男 ①東洋史・宋代史 ②長野工業高等專門學校 ③開封廢都和臨安定都をめぐる(『新宮學編』近世東アジア比較都城史の諸相』雄山閣 二〇一四) 北宋開封における多重城郭制と都城社會の變容—比較都城史の觀點から—(共著『宋代史研究會研究報告(十集) 中國傳統社會への視角』汲古書院 二〇一五) 宋代開封における公共空間の形成—宣德門・御街・御廊(共著『宋代史から考える』汲古書院 二〇一六)

編輯後記

本誌の編輯委員の末席を占めて以來、本輯で三回目の編輯會議であるが、未だに驚かされること、痛感させられることが多い。その一つが、いまさら申すまでも無いことながら、本誌の守備範圍の廣さである。地域別では中國・日本・韓國朝鮮・インド・チベット・インドネシア・イスラム等々、分野別では哲學・思想・歴史・考古・文學・語學等々。おそらく本誌を凌ぐ學術誌は無いであろう。編輯會議に出席の度ごとに、己れの見解の狭さを痛感するばかりである。かかる多分野の投稿論文を整理し、編輯委員との連絡のやりとりを踏まえての査読者の選定と査読の依頼、査読結果のまとめ、そして編輯委員會の招集等々、理事長・事務局の方々のご苦勞は想像以上のことであろう。これ無くて年二回の刊行は不可能である。

そして編輯會議での論文審査は極めて厳正である。査読者は、當該論文に最も相應しい研究者の中から選定するわけであるが、その査読者から、毎回長文の詳細な報告が寄せられることにも驚かされる。これを承けての編輯委員會では、さらに慎重な審議を経て、掲載の可否を決定する。本誌に論文が掲載されることによって、はじめて眞の研究者の仲間入りができると言っても決して過言ではない。さて本誌第百三十三輯には、哲學・思想分野に七篇、歴史學分野に五篇、文學分野に八篇の計二十篇の應募論文が有った。總數としては少なくはないが、採用が決定された論文は依頼原稿を除いて僅かに二篇であった。これは異例のことであるが、本誌の水準を維持するためには、已むを得ないという結論に達したのである。ちなみに可否について意見の分かれる論文は全く無く、評價の高いものはいずれの査読者も高く、低いものは

はやはり低かった。不採用となつた論文にも、事務局を通じて査読者からの意見や問題點、訂正箇所を謙虛・眞摯に受け止めて、再度の投稿を望みたい。

今回の投稿論文で目についたのは、留學生に代表される中國語を母語とする投稿者の論文(六篇)である。是非とも投稿前に日本人のチェックを受けていただきたい。

否、留學生に限らず、果して指導教員の目を經たのであろうか

と疑われる論文も少なくないのが最近の傾向のようである。校務多忙は充分に承知しつつも、大學教員の方々には次世代の研究者の養成に、きめの細かいご指導をお願いしたい。特に、編輯後記でしばしば指摘される先行研究の整理は必須。推敲不足・體裁の不備・誤字脱字・本誌執筆要領に従わないもの等は、論外である。

(野間 文史)

東方學 第百三十三輯

平成二十九年一月三十一日 發行

編輯兼
發行人

一般財
團法人 東方學會

東京都千代田區西神田二ノ四ノ一
電話 〇三三二六二七二二番
FAX 〇三三二六二七二七番
Email: sec@ohogakka.com

印刷人

振替 〇〇一四〇六一八四四五五
口座 〇〇一四〇六一八四四五五
株式会社精興社
東京都青梅市根ヶ布一ノ三八五